

# 地域密着型サービス事業者公募要項（案）

夜間対応型訪問介護

平成 2 8 年●月

三重県桑名市

## 1. 公募の趣旨

地域密着型サービスは、高齢者が中重度の要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、身近な地域で提供されるサービスです。

桑名市では、平成27年度から3カ年の第6期介護保険事業計画に基づき、質の高い地域密着型サービスを提供する観点から、事業候補者を公募により選定します。

## 2. 募集事業内容

- |              |           |
|--------------|-----------|
| (1) 対象事業     | 夜間対応型訪問介護 |
| (2) 整備数(募集数) | 1事業者      |
| (3) 募集地域     | 桑名市全域     |
| (4) 開設時期     | 平成29年度中   |

## 3. 応募要件

- (1) 法人格をもっていること。
- (2) 介護保険法第78条の2第4項に定める欠格事項に該当しないこと。
- (3) 法人市民税、固定資産税、都市計画税を過去3年間滞納していないこと。
- (4) 夜間対応型訪問介護の事業を運営するための事業所を設置するとともに、当該事業者指定を受けるために必要な人員、設備及び運営に関する基準を満たすこと。
- (5) 29年度中に、サービスの提供が見込めること。
- (6) 事業の安定的な運営を図ることができる体制を整備する能力及び経験を備えていること。
- (7) 地域住民への説明を行っていること。

整備予定地の地域住民(近隣に居住している住民のほか、自治会など)には施設の説明を行い、報告書(参考様式3)、議事録、承諾書又は同意書(任意様式)を提出してください。なお、説明にあたっては、「桑名市の事業者公募に応募し、選定されることが条件であるため、事業化されない場合がある」という旨を資料に記載するなど、誤解のないように十分注意して行ってください。既存施設を活用して本事業を実施する場合も同様に実施してください。

※ 説明会の報告書、議事録については、必ず、自治会など地域住民に写しを送付するなどにより、周知しておいてください。

## 4. 公募に関する質問について

### (1) 質問受付締切及び提出先

受付締切：●月●日（●）午後5時15分まで

提出方法：質問書（様式15）を、次の提出先に直接ご持参またはFAXしてください。

※FAXの場合、到着確認のために電話連絡をお願いします。

提出先：桑名市役所1階 保健福祉部 地域介護課 サービス企画室

【FAX（0594）24-3133】

### (2) 質問への回答

●月●日（●）までに、桑名市ホームページに掲載します。

## 5. 応募方法

### (1) 応募申込書・事前協議書の提出

6ページの「提出書類一覧」にある書類一式を綴ったもの（以下「正本」という。）を1部、同一覧のうち、事業計画書、様式2、様式9及び様式10を綴ったもの（以下「副本」という。）を10部提出してください。

### (2) 提出に関する留意事項

- ・様式はEメールで送付いたします。最終ページに記載の連絡先にお問い合わせください。
- ・提出いただいた書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ・提出書類については、応募者の都合による変更は認めません。
- ・書類の体裁は次のように整えてください。
  - 用紙サイズは、証明書類など既定のもの及び図面類を除き原則A4版とし、「提出書類一覧」の順に並べる。
  - 正本、副本ともに項目ごとにインデックス（番号+項目名）をつけ、フラットファイル等で綴る。
  - 正本は、綴りの表紙と背表紙に「応募するサービス種別」及び「法人名」を記載する。
  - 副本は、事業者が特定できる記述部分全て（代表者印を含む。）について、マスキング（塗りつぶし）を施す。

なお、市が必要と認めたときには、別途参考資料の提出を求める場合があります。

### (3) 応募受付期間及び提出先

受付期間：平成28年●月●日（●）～●月●日（●）（土日祝を除く。）

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

提出先：桑名市役所1階 保健福祉部 地域介護課 サービス企画室

※直接ご持参ください。郵送、FAX、インターネット等による受付は行いません。

## 6. 審査・選考

### (1) 審査方法

事務局による書類審査と、「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会 介護サービス事業者選定部会」において行っていただくプレゼンテーションにより、本事業に対する考え方や本市の定める「桑名市地域包括ケア計画」の理解度を審査します。

### (2) 審査の視点

#### ・設置主体の評価

① 事業実績	高齢者保健福祉事業等における十分な事業実績があるか
② 関係行政庁の監査及び指導状況	過去に行政機関からどのような指導や指摘があったか
③ 法人の経営状況	経営状況が良好であるか

#### ・事業計画の基礎評価

④ 桑名市地域包括ケア計画の理解度	桑名市地域包括ケア計画及びその中で夜間対応型訪問介護が果たすべき役割を理解し、実践できる構想となっているか
⑤ 事業所運営の基本的考え方	本事業を理解し、具体的な運営方針や基本理念があるか
⑥ 管理者の経験及び適性	福祉分野における十分な知識や経験があり、医療との連携・調整ができる者か
⑦ オペレーターの資格及び員数	随時対応における判断能力、調整能力等、十分な知識及び経験を有するか
⑧ 訪問介護員等の資格及び員数	訪問介護の実施に関し、十分な知識・経験を有するか
⑨ 事業に必要な機器等の確保状況	利用者情報を蓄積する機器があり、オペレーターとの適切な通信手段が備えられているか
⑩ 事業所の確保状況	具体的な物件が確保されているか
⑪ 事業所の立地条件	事業所から利用者宅への訪問にかかる時間が適切か
⑫ 地域医療との連携	医療機関・医師から指導・助言が得られるか
⑬ 緊急時の体制	緊急時・非常災害時の対応が具体的に定められているか

#### ・その他に対する評価

⑭ 利用者ニーズへの対応	個々のニーズに柔軟に対応するための取組みがあるか
⑮ その他特記事項	選定基準に掲げる項目以外に評価すべき内容が認められるか

### (3) 審査結果の通知・公表

審査・選定の結果は、平成 28 年●月下旬を目途に各応募者あてに文書で通知し、桑名市ホームページでも公表します。

### (4) その他

事業者の応募がなかった場合、又は審査の結果、選定基準に満たない等により事業者が選定されなかった場合は、再度公募を行う場合があります。

## 7. 選定後の手続きについて

選定された事業者は、事業所の建設等が終了し、事業開始の準備が整った時点で、市に指定申請書を提出していただきます。市は、指定申請書の内容等を精査し、事業所の指定をします。ただし、当該サービスの指定基準に満たない場合には、指定しないことがあります。

## 8. 公募スケジュール

●月●日	公募要項の公表
●月●日～●月●日	公募に関する質問 受付期間
●月●日	公募に関する質問 回答公表予定日
●月●日～●月●日	応募受付期間
●月下旬 ～●月中旬	審査（書類審査・プレゼンテーションなど）
●月下旬	事業候補者決定、公表

## 9. その他留意事項

- 応募後、やむを得ない理由等で辞退する場合には、辞退理由を明記の上、応募者の署名及び捺印のある辞退届（参考様式：応募辞退届）を提出してください。
- 提出に際し必要な費用は、応募者の負担となります。
- 市が受理した書類は公文書となります。このため、桑名市情報公開条例の規定に基づき、開示される場合があります。

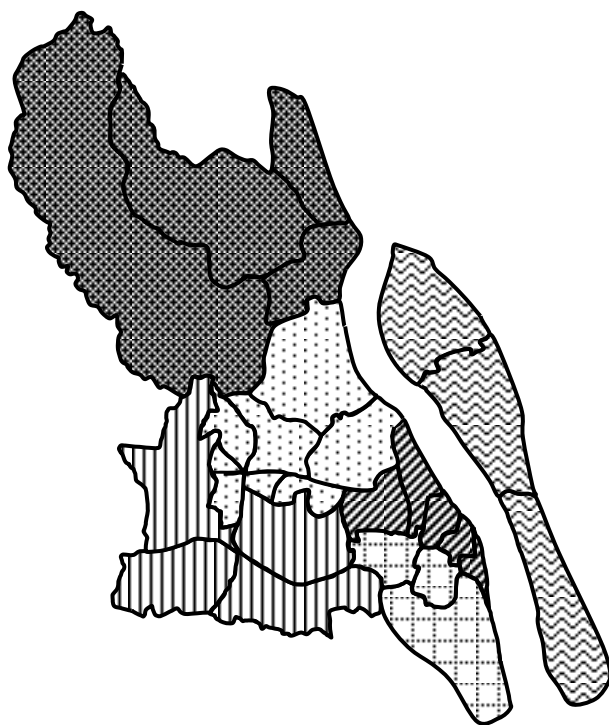
## 《別紙》 提出書類一覧

- 公募申込書
- 夜間対応型訪問介護事業計画書
- 定款（最新のもの。）
- 法人登記簿謄本（申込前3ヶ月以内に発行されたもの。）
- 事業運営実績一覧表【様式1】
- 直近の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、財産目録）
- 既存事業（介護保険事業）に係る関係行政庁の監査及び指導状況等（過去10年間の改善指示書及び改善報告書などの写し）
- 既存事業の概要が分かるパンフレット等
- 建設予定地の登記簿謄本、位置図、公図
- 事業所平面図（改修及び増改築の場合は、改修・増改築前の図面も添付してください）
- 建設予定地の現況写真（既存建物の場合は全景のほか、事務室内の主要部分5枚程度）
- 事業所確保の折衝状況を記したもの（建物売買契約書、賃貸借契約書、合意書があれば添付してください）
- 工事工程表（様式自由。工事種別ごとに記載してください。）  
（既存建物を改修／増改築する場合）建築確認通知書、検査済証、建物登記簿謄本
- 運営方針【様式2】
- 管理者の経歴【様式3】
- オペレーターの経歴【様式4】
- 訪問介護員等の雇用に係る方針【様式5】
- 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表【様式8】
- 利用者状況を蓄積する機器等及び利用者からの通報を受ける通信機器等の概要【様式9】
- 連携する医療機関一覧【様式10】
- 緊急時及び非常災害時に備えた体制等の概要【様式12】
- 28年度資金計画書【様式13】
- 28年度収支予算書【様式14】
- 誓約書【参考様式1】
- 同意書【参考様式2】
- 地元説明会報告書【参考様式3】、地元同意書、議事録
- 法人市民税、固定資産税、都市計画税の納税証明書（提出前3ヶ月以内発行のもの）
- 法人印鑑証明書（申込前3ヶ月以内に発行されたもの。）

《参考1》 日常生活圏域

日常生活圏域	地区
東部圏域	精義、立教、城東（地蔵、東野を除く）、修徳、大成
西部圏域	桑部、在良、七和、久米
南部圏域	日進、益世、城南、城東（地蔵、東野のみ）
北部圏域	大和、深谷、筒尾、松ノ木、大山田、野田、藤が丘、新西方、星見ヶ丘、陽だまりの丘
多度圏域	多度
長島圏域	長島

《参考2》 夜間対応型訪問介護 事業所数（平成28年3月末日現在）



圏域	事業所数 (か所)	定員数 (人)
東部	0	—
西部	0	—
南部	0	—
北部	0	—
多度	0	—
長島	0	—
全域	0	—

〒511-8601 三重県桑名市中央町二丁目37番地

桑名市役所 保健福祉部 地域介護課 サービス企画室

TEL 0594-24-1489

FAX 0594-24-3133

E-mail kaigom@city.kuwana.lg.jp